

審査基準（公表用）

様式第 3 号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号						
手続名	団体漁業権の共有の認可	根拠条項	第 7 2 条第 6 項						
審 査 基 準	<p>申請者が次に掲げる要件をすべて満たす者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であること ・ 当該団体漁業権が免許された際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者であった者を組合員又は会員である漁業協同組合の組合員に含んでいること 								
受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間	6 0 日	目次	
							標準経由期間	日	